

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 12 条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>11 再雇用職員等に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇としてボランティア休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 7 の項の規定を準用する。</p> <p>12 短時間勤務職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇として子の看護休暇及び介護休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 9 の項の規定を、介護休暇については同表の 11 の項の規定を準用する。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>第 12 条の規定にかかわらず、一般任期付職員、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員、第 4 条の規定により採用された短時間勤務職員並びに第 5 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第 23 項の規定は準用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 12 条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>11 短時間勤務職員に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇又は<u>無給休暇</u>として子の看護休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 9 の項の規定中子の看護休暇に関する部分を準用する。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>・ボランティア休暇の新設のための改正</p> <p>・子の看護休暇及び介護休暇を全て有給化するための改正</p> <p>・60 歳を超えて雇用される任期付職員の給与について、7 割水準を適用しないことを規定</p>